

パートナーからの暴力

(ドメスティック・バイオレンス) に

悩んでいるあなたに



平成 16 年度
稲 城 市

◎ 暴力は「犯罪」です ◎

他人から暴力を受け、けがをすれば、暴力をふるった人は罪にとわれます。パートナー（夫や恋人）から振るわれた場合はどうでしょうか。罪に問われるのは当然です。しかしこれまでの社会は、家庭内の問題として見過ごされたり許されてきたりしました。

暴力は、どんな場合でも許される行為ではないし、暴力をふるわれていい人などはいません。

暴力をふるわれたあなたに、責任はないのです。

◎ 受けていませんか？ これらは暴力です ◎

- ◆ 殴る、ける、物を投げつける、殴る真似をしておどす、一晩中眠らせないなど・・・**身体的暴力**
- ◆ 「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」など人格をおとしめるような暴言を浴びせる、何を言っても無視する、交友関係や電話、郵便物、家計の支出など細かく監視して行動を制限する、大切にしている物やペットをわざと壊したりいじめたりする、生活費を負担しない、掃除の仕方をチェックする。**(経済的暴力) 精神的暴力**
- ◆ 避妊に協力しない、望まない性的な行為を強要する、見たくないポルノビデオを見せるなど・・・**性的暴力**



夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

◎ あなただけではありません ◎

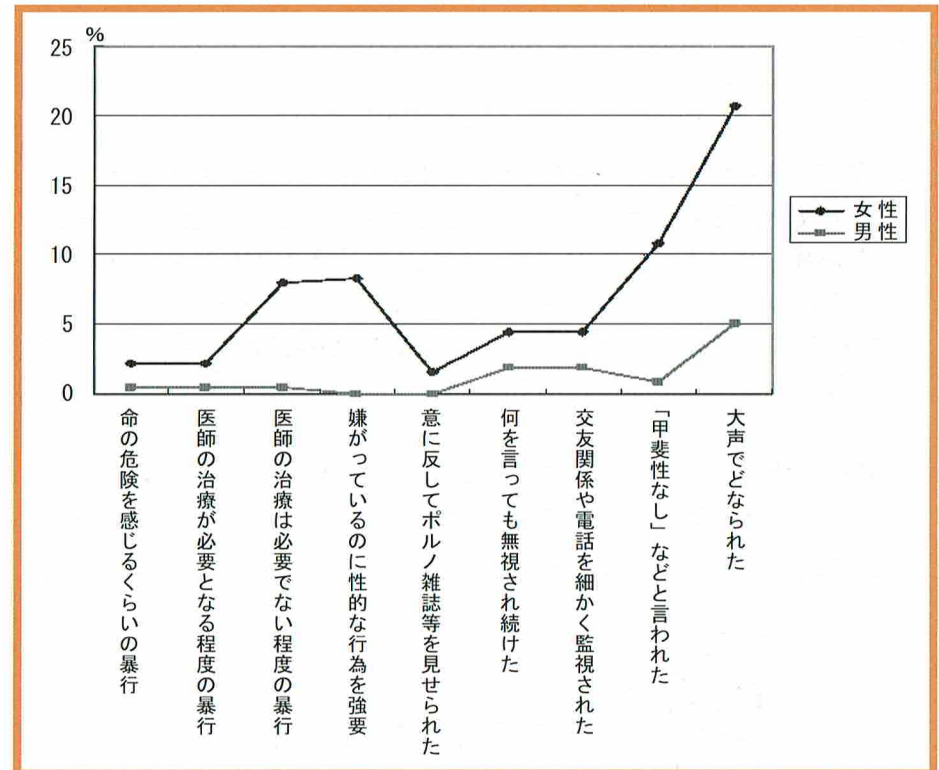
～男女共同参画に関する稲城市民意識・実態調査結果（平成15年実施）～

パートナーからの暴力は、あなたにだけ起こっている問題ではありません。稲城市で行った調査では、女性の30%近くが、なんらかの形でのパートナーからの暴力を受けた経験があると回答しています。

暴力を受けた経験がある人の中では「大声でどなられた」という回答が一番多く、女性ではそれに「『甲斐性なし』などと言われた」、「嫌がっているのに性的な行為を強要された」、「医師の治療は必要でない程度の暴行を受けた」が続いています。

「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」という人の割合は、女性で2.2%、男性で0.5%でした。

問：配偶者やパートナーから受けた経験がありますか。（複数回答）



子どもの心身の健康に大きな影響が

多くの場合、このような暴力は、重複してさまざまなやり方で長期にわたります。

その結果、外傷だけではなく、精神的暴力などで目に見える傷はなくても、不眠、頭痛、動悸、発熱、胃腸障害、体のしびれや震え、耳鳴りなどの症状が現れることがあります。また、行動力や決断力を奪い、無力感と依存性をもたらすことがあります。

父親が母親に暴力をふるっている場合、子どもにも暴力がふるわれることが少なくありません。そうでなくても、両親の暴力を目撃する子どもは多数います。

このような経験をした子どもの心は深く傷つき、調査によると情緒不安定、夜尿・おもらし、不登校などが見られます。そして何よりも重大なことは、人に対する不信感を持つようになり、精神的自立への大きな障害となります。

相談を受けた家族や友人の方へ

これまで、パートナー間暴力は、「夫婦げんか」や「身内の恥」としか見られてきませんでした。多くの人々が経験している深刻な人権侵害であり、社会問題としての対応が求められています。

どんなに親密な間柄でも、暴力をふるう人が悪いのです。相談されたらありのままに話を受入れ、「あなたは悪くない」といってください。それがどれだけ力になるかわかりません。「相手の話も聞かないとわからない」「あなたも悪いところがあるのでは」という言葉や態度は被害を受けている人を深く傷つけ、信頼感をなくさせ、相談を続ける気持ちをなくさせてしまいます。

被害について相談するという行動は、とても勇気とエネルギーのいることです。ぜひ、相談機関（8ページ参照）の情報提供をするなどして支えてください。

安全な生活を送るために

身の安全を第一に考えましょう。暴力をさけることで家庭を壊すことになるのではないかとあなた自身を責める必要はありません。

【相談を】ひとりでは、なかなか解決がむずかしい問題です。

- ① **信頼できる友人や家族へ** …緊急時に備え、前もって信頼できる人に話しておくといでしょう。
- ② **専門の相談機関に** …市や都では、無料で利用できる専門相談窓口があります。まず、電話をしてみてください。（8ページ参照）
- ③ **警察に** …暴力が激しく、身の危険を感じたら、警察へ連絡してください。あなたを保護したり、相談にのったりしてくれます。
- ④ **病院で** …傷の治療に行った時、恥ずかしがらずに正直に話し、診断書をもらいましょう。
- ⑤ **子どもに** …隠さずつらい事を話しましょう。心の準備を一緒にするようにします。

【家を出る場合】友人・親戚・隣人の家、シェルターや保護施設へ

あなた自身と子どもの安全を第一に考えましょう。子どもをおいて家を出てはいけません。これは、将来の親権争いの際に重要になります。お金もなく見張りが厳しくて子どもを置いて出ざるを得ないときには園・学校の先生などに打ちあけて陰でサポートしてもらいましょう。

とっさの場合に持ち出すもの

- ◆ 現金（常に身に付けておく。外に隠しておくのもよい）
- ◆ 通帳・印鑑・キャッシュカード（本人名義）
- ◆ 健康保険証（又はそのコピー）・常備薬
- ◆ 身分証明書・運転免許証・年金手帳
- ◆ 家の鍵
- ◆ アドレス帳（このほかにも、連絡先がわかってしまうメモなど）
- ◆ 外国籍の場合は、パスポート・外国人登録証など
- ◆ 裁判の際提出する証拠類（診断書、写真、記録など）

なお、あなたの携帯電話を夫が知っている場合は、記録を全て消し、置いてきてください。しばしば夫からの脅迫に利用されるからです。

あなたを守る法律があります

～ DV 防止法が改正されました～

この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためのものです。

配偶者暴力相談支援センターの設置

支援センターの具体的な業務は

- ① 相談、相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者とその同伴者の一時保護
- ④ 自立生活促進のための援助（就業促進、住宅確保、情報提供等）
- ⑤ 保護命令制度（後述）の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- ⑥ 一時保護施設の利用についての情報提供、助言、連絡調整等

保護命令について

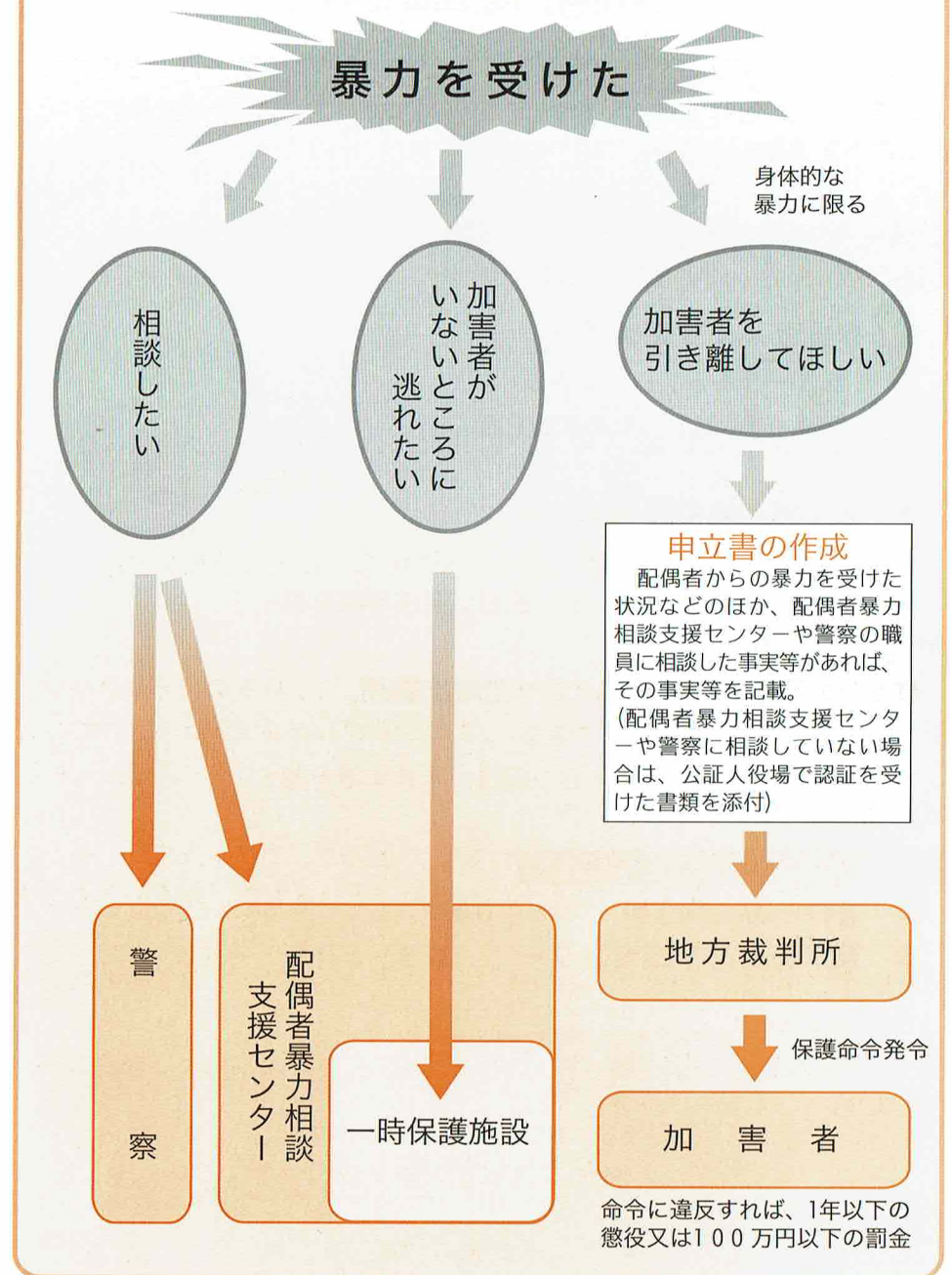
被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚、元配偶者を含む）に対し発する命令で、「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

- ① **接近禁止命令**：加害者に、被害者（と同居している未成年の子）の身辺へのつきまといなどを6か月間禁止するもの。再度の申立ても可能。
- ② **退去命令**：加害者に、2か月間、住居からの退去を命じるもの。再度の申立ても可能。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

★申立てをしたい人は相談窓口（8ページ）へ

支援の流れ



【相談窓口】ひとりで悩まずにご相談ください (相談は無料、秘密は厳守します)

● いなぎ女性の悩み相談

042-378-2111

第1・3水曜日 10時～16時

面接相談・電話相談・・・前日までに予約してください。

● 東京ウィメンズプラザ

03-5467-2455

9時～21時 年末年始を除く

● 東京都女性相談センター

03-5261-3110

9時～20時 土・日・祝日、年末年始を除く

● 東京都女性相談センター立川出張所

042-522-4232

9時～16時 土・日・祝日、年末年始を除く



夜間・緊急時は

● 警察 (事件発生時) 110番

● 東京都女性相談センター 03-5261-3911

編集・発行

平成16年2月

稲城市企画部協働推進課女性青少年係

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111

TEL 042-378-2111 Fax 042-377-4781

Email inagi005@city.inagi.lg.jp

R100

再転売率100%再転売社を使用しています